

役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 CHANGE FOR THE BLUE 大阪（以下「本社団」という）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、本社団が役員に対して支給する、役員としての業務の対価をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、交通費、宿泊費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本社団は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、職務の執行として理事会又は社員総会への出席をした場合、会議出席謝金として、別項に定めた報酬を支給することができる。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第58条、第59条、第96条及び第98条で定める決議の省略及び報告の省略によって実際に開催されなかった社員総会又は理事会では、報酬の支給はされない。

3 役員は、報酬の支給を辞退することができる。

(報酬及び費用の支給方法)

第4条 報酬及び費用は、原則、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第5条 本社団は、役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本社団は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年12月22日から施行する。

別項 役員の会議出席謝金

役員が理事会・社員総会に出席の場合

会議出席謝金として1回1万円

(源泉徴収分を引いた振込金額として。原則、開催場所への旅費交通費はこれに含む。)